

## 規制影響分析書要旨

規制の名称	石綿に係る労働者の健康障害防止対策のための規制強化	
主管部局・課室	労働基準局安全衛生部化学物質対策課	
関係部局・課室	-	
評価実施時期	平成22年10月	
規制の新設・改廃の内容・目的	<p>石綿を含有する製品のうち一部については、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成18年政令第257号)附則第3条により、例外として当分の間製造等の禁止の規定の適用が猶予されている。今般、これら製品の一部(※)について、当該条文から削除することにより、製造等の禁止の規定の適用の猶予を撤廃するものである。</p> <p>また、併せて、所要の経過措置(本規制案の施行日において現に使用されているものについては、同日以降引き続き使用されている間は、当該規制を適用しない等)を設けることとしている。</p> <p>※ 製造等の禁止の規定の猶予を撤廃する製品</p> <p>(1)石綿ジョイントシートガスケットから切り出した石綿(アモサイト及びクロシドライトを除く。(2)及び(3)において同じ。)を含有するガスケットであって、改正令施行の際現に存する国内の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分(300度以上の温度の流体であるものを取り扱う部分に限る。)に使用されるもの</p> <p>(2)石綿を含有するうず巻形ガスケットであって、既存化学工業施設の設備の接合部分(400度以上の温度の流体である物又は次のいずれかに該当するものであって、300度以上400度未満の温度の流体であるものを取り扱う部分に限る。)に使用されるもの</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 亜硝酸及びその塩</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ 硝酸及びその塩</p> <p style="margin-left: 20px;">ハ 硫酸及びその塩</p> <p>(3)石綿を含有するグランドパッキンであって、既存化学工業施設の設備の接合部(400度以上の温度の流体である物又は次のいずれかに該当するものであって300度以上400度未満の温度の流体であるものを取り扱う部分に限る。)に使用されるもの</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 亜硝酸及びその塩</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ 硝酸及びその塩</p> <p style="margin-left: 20px;">ハ 硫酸及びその塩</p>	
	(根拠条文)	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第55条、第113条、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)第16条、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成18年政令第257号)附則第3条
想定される代替案	労働安全衛生法第22条では、事業者がその使用する労働者の健康障害を防止するための必要な措置を講じなければならないとされており、同条に基づく規定として、労働者を使用する事業者による石綿含有製品の製造等の禁止に係る規定を省令に追加する。	
想定される費用	新設・改廃する規制案	代替案
(遵守費用)	代替化に伴い、製品のコストの増大等事業主に費用負担の増加が生じると考えられる。	代替化に伴い、製品のコストの増大等事業主に費用負担の増加が生じると考えられる。
(行政費用)	国において、本規制の新設に伴う費用、人員等の増減はない。	国において、本規制の新設に伴う費用、人員等の増減はない。
(その他の社会的費用)	想定されない。	想定されない。

想定される便益	新設・改廃する規制案	代替案
(労働者への便益)	石綿含有製品の製造等が禁止され、石綿粉じんにはばく露する機会が減少することにより、労働者の健康の確保につながる。	石綿含有製品の製造等が禁止され、石綿粉じんにはばく露する機会が減少することにより、労働者の健康の確保につながる。
(事業者への便益)	石綿含有製品の取扱い作業が減少することから、有害業務に従事する労働者の管理等に係る事業者の負担が軽減されることが予想される。また、石綿による職業性のがん等の発症が防止されることから、労働者災害補償保険法による保険給付の総量が抑えられ、事業主の保険料負担の軽減につながる。	石綿含有製品の取扱い作業が減少することから、有害業務に従事する労働者の管理等に係る事業者の負担が軽減されることが予想される。また、石綿による職業性のがん等の発症が防止されることから、労働者災害補償保険法による保険給付の総量が抑えられ、事業主の保険料負担の軽減につながる。
(国民全体への便益)	本規制案では、対象を労働者を使用する事業者に限らず、日本国内のあらゆる者による石綿含有製品の製造等が禁止され、労働者以外の国民の健康障害も防止される。	労働者を使用する事業者以外の者については本規定が適用されず、国民が石綿粉じんにはばく露するリスクが残ることとなる。
分析結果	事業場における製造及び使用が禁止される点では同様であるが、本規制案では、対象を労働者を使用する事業者に限らず、日本国内のあらゆる者による石綿含有製品の製造等を禁止することになるのに対して、代替案では、労働者を使用する事業者以外の者については規定が適用されず、石綿含有製品の製造等を完全に制限できるものではないことから、当該製品が処分されるまでの一連の作業において、国民が石綿粉じんにはばく露するリスクが残ることから、本規制案の方が望ましい。	
有識者の見解その他関連事項	<p>「石綿製品の全面禁止に向けた石綿代替化等検討会報告書」(座長:平野敏右千葉科学大学学長)において、以下のとおり記載されている。</p> <p>石綿製品の全面禁止に向けた石綿代替化等検討会報告書(抜粋)</p> <p>第3部 アスベストの全面禁止に係る考え方</p> <p>1 アスベストの全面禁止に向けた基本的考え方</p> <p>(1) 全面禁止の措置が当分の間、猶予されている適用除外製品等についても、製造等を禁止することとする。ただし、国民の安全の確保上なお適用除外等の使用が必要であり、かつ、代替化等が困難であると判断されるものについては、代替可能となる期日を明らかにした上で、引き続き製造等の禁止の措置を猶予することとする。</p>	
一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件	引き続き製造等の禁止の規定の適用が猶予される製品についても、代替化が可能となり次第、同様の規制を行うこととしている。	
備考	-	